

No.4 青森県地域振興基金

1. 設置年月日

平成2年3月16日

2. 基金の額 (平成22年3月31日現在)

(単位：千円)

種 目	金 額
現 金	10,545,127
未払金	△1,500,000
合 計	9,045,127

3. 基金条例及び関連法規等

青森県地域振興基金条例 (平成2年3月16日青森県条例第1号)

4. 設置目的

県内の地域振興を図ることにより二十一世紀を展望した新しい地域づくりを推進するための事業に要する経費の財源に充てるため (条例第1条)。

5. 基金の推移

(単位：千円)

年度	積立額	取崩額	残高
平成12年度	88,696	1,300,000	13,115,850
平成13年度	809,756	1,300,000	12,625,606
平成14年度	3,408,945	2,114,905	13,919,646
平成15年度	20,466	1,900,000	12,040,112
平成16年度	17,921	1,900,000	10,158,033
平成17年度	15,520	—	10,173,553
平成18年度	28,244	213,754	9,988,023
平成19年度	63,364	2,800,000	7,251,386
平成20年度	53,190	3,000,000	4,304,577
平成21年度	21,551	1,500,000	2,826,128

国交付分

平成20年度	2,230,116	0	2,230,116
平成21年度	6,228,904	2,240,020	6,219,000

6. 基金の管理等運用状況

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする (条例第4条)。

なお平成21年度末現在の現金の内訳は以下のとおりである。

種 類	預入額 (千円)	金融機関	利率	預入期間
譲渡性預金	4,510,000	青森銀行	0.19%	平成22年3月31日～平成22年5月31日
大口定期	12,563	青森銀行	0.19%	平成22年3月31日～平成22年5月31日
大口定期	4,522,563	みちのく銀行	0.19%	平成22年3月31日～平成22年5月31日
繰替運用	1,500,000	—	—	平成22年3月31日～平成22年5月31日
合 計	10,545,127			

7. 基金の処分状況

基金は次の各号に該当する場合のほかは処分が禁止されている。

- (1) 福祉の増進に関する事業
- (2) 人材の育成に関する事業
- (3) 産業の振興及び育成に関する事業
- (4) 文化の創造に関する事業
- (5) 広域的な交流の推進に関する事業
- (6) その他二十一世紀を展望した新しい地域づくりの推進に関する事業

8. 監査の結果及び意見

【意見】基金の繰戻不足について

基金は、平成13年度及び平成14年度を除き新期の積立は実施されておらず、一般会計への繰り入れのみが実施されている。また、国交付金分の交付分が相当な規模となっており、基金の性格が変化しているといえる。

基金は予算上の各事業のうち4.の目的に充てられるべく処分されているが、近年は不足している一般財源の補充と思われる処分も見受けられ、慎重な運営が求められる。

また、過去においては職員給与削減分を積み立てた基金という性格上もあり、決算額で該当事業に剰余があれば積立、戻し入れるべきものと考え、県民生活に直結する基金ではあるが現状では必要性について疑問が残る。

**No.5 青森県消費者行政活性化基金**

**1. 設置年月日**

平成 21 年 3 月 13 日

**2. 基金条例及び関連法規等**

青森県消費者行政活性化基金条例（平成 21 年 3 月 13 日青森県条例第 1 号）

**3. 基金の額（平成 22 年 3 月 31 日現在）**

（単位：千円）

種 目	金 額
現 金	291,180
未払金	△75,719
合計	215,461

**4. 設置目的**

国から交付を受ける地方消費者行政活性化交付金により、消費者行政活性化事業に要する経費及び消費者行政活性化事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てるため（条例第 1 条）。

**5. 基金の推移**

（単位：千円）

年度	積立額	取崩額	残高
平成 20 年度	230,463	—	230,463
平成 21 年度	60,717	75,719	215,461

基金設置の財源は、内閣府からの交付金である。

**6. 基金の管理等運用状況**

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする（条例第 4 条）。

なお平成 21 年度末現在の現金の内訳は以下のとおりである。

種 類	預入額（千円）	金融機関	利率	預入期間
別 段	77,484	青森銀行	—	
大口定期	106,848	青森銀行	0.42%	平成 22 年 3 月 31 日～ 平成 23 年 3 月 31 日
大口定期	106,848	みちのく銀行	0.42%	平成 22 年 3 月 31 日～ 平成 23 年 3 月 31 日
合 計	291,180			

**7. 基金の処分状況**

基金は消費者行政活性化事業に要する経費及び消費者行政活性化事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。（条例第 5 条）。

**8. 監査の結果及び意見**

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

**【指摘】知事との協議を經ない指定金融機関以外の金融機関への預け入れについて**

基金の預入機関の選定は、知事との協議を行わずに指定金融機関以外の金融機関へ預け入れをしている（総論で指摘済み）。

**No.6 青森県環境保全基金**

**1. 設置年月日**

平成 2 年 3 月 16 日

**2. 基金条例及び関連法規等**

青森県環境保全基金条例（平成 2 年 3 月 16 日青森県条例第 2 号）

3. 基金の額 (平成22年3月31日現在)

(単位：千円)

種目	金額
現金	2,019,200

4. 設置目的

県民等に対する環境保全に関する知識の普及、県民等が行う環境保全のための実践活動に対する支援等の環境保全活動を行うことにより、県における環境の保全を図るため(条例第1条)。

5. 基金の推移

(単位：千円)

年度	積立額	取崩額	残高
平成11年度	—	—	3,000,000
平成12年度	—	—	3,000,000
平成13年度	—	—	3,000,000
平成14年度	—	—	3,000,000
平成15年度	—	—	3,000,000
平成16年度	—	—	3,000,000
平成17年度	—	—	3,000,000
平成18年度	—	—	3,000,000
平成19年度	—	—	3,000,000
平成20年度	—	—	3,000,000
平成21年度	19,200	1,000,000	2,019,200

積立額の財源は、環境庁(当時)からの補助金2億円、地方交付税交付金2億円の合計4億円を基本額として造成し果予算より積み増したものである。

【追加情報】基金の運用益と事業費の推移

当該基金は、平成20年度までは果実運用型の基金として、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、次に掲げる事業に要する経費に充てるものとされていた。

- 一 環境保全活動の基盤の整備に関する事業
- 二 環境保全に関する知識の普及に関する事業

- 三 環境保全のための実践活動に対する支援に関する事業
- 四 その他環境保全活動に関する事業 (旧条例第4条)

(単位：千円)

年度	運用益	事業費	差引
平成11年度	10,227	10,227	0
平成12年度	19,606	19,606	0
平成13年度	21,870	21,870	0
平成14年度	21,870	21,870	0
平成15年度	21,929	21,929	0
平成16年度	27,272	27,272	0
平成17年度	10,050	10,050	0
平成18年度	6,291	6,291	0
平成19年度	19,606	19,606	0
平成20年度	23,700	23,700	0

6. 基金の管理等運用状況

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする(条例第4条)。

なお平成21年度末現在の現金の内訳は以下のとおりである。

種類	預入額(千円)	金融機関	利率	預入期間
大口定期	1,009,600	青森銀行	0.42%	平成22年3月31日～平成23年3月31日
大口定期	1,009,600	みちのく銀行	0.42%	平成22年3月31日～平成23年3月31日
合計	2,019,200			

7. 基金の処分状況

基金は、次に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。(条例第5条)

- 一 環境保全活動の基盤の整備に関する事業
- 二 環境保全に関する知識の普及に関する事業
- 三 環境保全のための実践活動に対する支援に関する事業
- 四 その他環境保全活動に関する事業

8. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘】預入金融機関の指定について

基金の預入金融機関の選定については、預入期間と積立金額を提示するのみで、金融機関の指定については会計管理者に一任している（総論で指摘済み）。

【意見①】基金の処分により行う事業について

青森県環境保全基金の造成及び増額は下記に示すとおりである。

表 A 基金の造成及び増額

積立年月日	積立金額	増額の理由	備考
平成 2 年 3 月 30 日	4 億円	基金の造成	原資のうち国庫補助 2 億円
平成 4 年 11 月 30 日	6 億円	環境保全に関する普及啓発事業のより一層の充実を図る。 ・環境教育推進事業 ・生活排水対策県民啓発事業 ・脱炭素 <sup>①</sup> 対策推進事業	平成 4 年度当初予算措置
平成 5 年 3 月 31 日	5 億円	環境保全に関する普及啓発事業のより一層の充実を図る。 ・エコリキョウ <sup>②</sup> 普及推進事業 ・海と環境美化推進事業	平成 4 年度 2 月補正予算措置
平成 5 年 4 月 1 日	5 億円	白神山地区関連事業の推進等を図る。 ・白神山地区世界遺産登録推進事業 ・白神山地区保護管理対策事業等 ・家庭不用品リサイクル促進事業	平成 5 年度当初予算措置
平成 7 年 3 月 31 日	10 億円	白神山地区の世界遺産登録を契機に環境保全に係る施策の一層の充実・強化を図る。 ・白神山地区整備計画等事業	平成 6 年度当初予算措置
合 計	30 億円		

また最近の事業年度の基金の活用事業は、表Bのとおりである。

表B 基金の活用事業 (単位：千円)

事業名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
空き缶等散乱防止対策事業費	5,997	5,964	—
空き缶等散乱防止推進事業費	—	—	2,486
一般廃棄物リサイクル制度普及促進事業費	—	271	271
北東北三県環境副読本共同作成事業費	1,728	—	—
北東北三県環境副読本作成配付事業費	—	1,708	1,691
青森県地球温暖化防止計画管理費	1,819	—	—
青森県地球温暖化防止計画推進事業費	—	2,111	—
青森県地球温暖化対策推進計画進行管理等事業費	—	—	5,467
産業部門二酸化炭素削減推進事業費	—	431	395
環境マゼノバノマ普及推進事業費	3,926	4,829	6,350
循環型社会形成推進「ロー・コスト」事業費	608	469	—
あおもり地域環境力向上事業費	2,816	2,607	1,162
大気汚染常時監視観測整備事業費	—	—	20,829
体験型環境学習推進事業費	2,092	—	—
第三次青森県環境計画策定事業費	—	3,200	1,897
「青森宣言」を未来につながる「環境・エネルギー教育推進事業費	—	—	6,832
あおもり低炭素社会推進事業費	—	—	11,059
ごみ減量・リサイクル強化対策事業費	—	—	7,100
生活排水対策県民啓発推進事業費	620	569	—
生活排水対策推進事業費	—	—	569
十和田湖水質改善事業費	—	1,541	—
浄化槽整備費補助	—	—	34,125
県境不法投棄対策事業	—	—	899,767
合 計	19,606	23,700	1,000,000

基金は、特定の目的のために資金を積み立て、その目的のためにこれを処分するものである。当該基金も表Aの目的のため増減額されたものである。しかし、最近の事業年度の処分の状況を見ると、環境保全という名目がある事業であれば目的に一致しているものとして考え、また処分状況も一般会計の歳出予算の不足分に充当するだけの状況にある。基金造成及び増額時と経済情勢等及び環境も変化していると思われるが、当該基金の積立の目的を再度検討し基金で行う事業を明確にし、継続して処分するようにすべきと考える。特に白神山地の環境保全事業のための処分がないようであるので、今後は世界遺産

である白神山地の環境保全にも活用することの検討も必要であろう。

**【意見②】基金の処分等について**

当該基金は、従来果実運用型の基金として、その運用益金を環境保全活動の基盤の整備に関する事業等に要する経費に充ててきたが、平成21年度より取崩型の基金へ変更した。この変更理由は次のとおりである。

- (7) 厳しい財政状況の下で、特定目的基金の見直しによる臨時的財源を確保する。
- (4) 県境不法投棄事案については平成21年度から23年度に撤去量がピークを迎えることから、多額の財政需要が見込まれ、このことへの対応のため。

また、今後どのような事業に充ていく計画かについては、平成21年3月の環境厚生委員会での次のように答弁している。

「平成21年度は、緊急な環境保全対策としてあおもりの環境を創造する人づくり、省エネルギー型の地域社会づくり、廃棄物の3Rの推進、廃棄物の適正処理などの事業に活用していく予定です。これらの対策は、平成22年度以降も引き続き実施していく必要がありますが、活用事業については、各事業の規模と県財政全体の収支状況等を勘案し、財政担当部局とも予算作成過程において協議して決めることとなります。」

しかし平成22年度の当該基金の処分の予算措置がされていない。

これらのことから、当初の国庫補助金等により造成した4億円を超える部分の基金については早期に取崩しを行い、環境保全の目的に限らず県財政のための財源として有効に活用できるような措置を検討すべきと考える。一方当該基金としては、4億円を基金の額として今後どのように活用するかを再度検討することが基金としての有効な活用がされる

**No.7 青森県環境保全・二酸化炭素排出抑制対策基金**

**1. 設置年月日**

平成21年10月19日

**2. 基金条例及び関連法規等**

青森県環境保全・二酸化炭素排出抑制対策基金条例 (平成21年10月19日青森県条例第71号)

3. 基金の額 (平成22年3月31日現在)

(単位：千円)

種 目	金 額
現 金	1,105,764
未収金	288
合 計	1,106,052

4. 設置目的

県が国から交付を受ける地域環境保全対策費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により、地球温暖化、海岸漂着物等の喫緊の環境に関する問題の解決を図るための事業(以下「環境保全・二酸化炭素排出抑制対策事業」という。)に要する経費及び環境保全・二酸化炭素排出抑制対策事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てるため。(条例第1条)

5. 基金の推移

(単位：千円)

年 度	積立額	取崩額	残 高
平成21年度	1,149,112	43,059	1,106,052

基金設置の財源は、環境省からの補助金である。

6. 基金の管理等運用状況

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする(条例第4条)。

なお平成21年度末現在の現金の内訳は以下のとおりである。

種 類	預入額(千円)	金融機関	利 率	預入期間
大口定期	1,105,764	青森銀行	0.42%	平成22年3月31日～平成23年3月31日
合 計	1,105,764			

7. 基金の処分状況

基金は、環境保全・二酸化炭素排出抑制対策事業に要する経費及び環境保全・二酸化炭素排出抑制対策事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる(条例第5条)。

8. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘】預入金金融機関の指定について

基金の預入金金融機関の選定については、預入期間と積立金額を提示するのみで、金融機関の指定については会計管理者に一任している(総論で指摘済み)。

No.8 青森県災害救助基金

1. 設置年月日

昭和22年10月20日

2. 基金条例及び関連法規等

災害救助法(昭和22年法律第118号)

3. 基金の額 (平成22年3月31日現在)

(単位：千円)

種 目	金 額
現 金	476,480
動 産	16,847
合 計	493,327

4. 設置目的

災害救助法による救助に要する費用、実地弁償、災害補償に要する費用等に充当するため(法第37条)。

5. 基金の推移

(単位：千円)

年度	積立額	取崩額	残高
平成11年度	10,884	4,353	442,562
平成12年度	23,833	11,454	454,941
平成13年度	1,678	—	456,619
平成14年度	10,254	—	466,874
平成15年度	798	—	467,672
平成16年度	803	21,970	446,505
平成17年度	799	—	447,304
平成18年度	801	—	448,106
平成19年度	2,203	8,704	441,604
平成20年度	3,492	—	445,097
平成21年度	48,230	—	493,327

6. 基金の管理等運用状況

災害救助基金から生ずる収入は、すべて災害救助基金に繰り入れなければならない(法第39条)。  
なお平成21年度末現在の現金及び動産の内訳は以下のとおりである。

(1) 現金

種 類	預入額(千円)	金融機関	利率	預入期間
大口定期	100,000	みちのく銀行	0.56%	平成21年11月9日～平成22年11月9日
大口定期	100,000	みちのく銀行	0.56%	平成21年11月9日～平成22年11月9日
大口定期	100,000	みちのく銀行	0.56%	平成21年11月9日～平成22年11月9日
大口定期	37,569	みちのく銀行	0.56%	平成21年11月9日～平成22年11月9日
大口定期	69,455	青森銀行	0.42%	平成22年3月30日～平成23年3月30日
大口定期	69,455	みちのく銀行	0.42%	平成22年3月30日～平成23年3月30日
合 計	476,480			

平成21年11月9日預入れの大口定期預金がすべてみちのく銀行となっているのは利率の見積もりをとったところみちのく銀行の利率が0.56%だったのに対して、青森銀行の同預入期間の利率が0.54%であったためである。

(2) 動産

種 類	数量	金額(単位：千円)
毛布	12,029枚	11,864
タオル(大)	5,000枚	100
タオルケット	11,998枚	2,127
ハンダタオル	11,998枚	1,715
ろうそく	7,992缶	1,038
合 計	49,017	16,847

なお、備蓄物資は、青森市南佃一丁目の日通東青森1号倉庫に保管している。

7. 基金の処分状況

災害救助基金に係る県の条例はない。

8. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘】基金残高の確保について

災害救助基金積立金は、災害救助法第38条において基金の最少額が定められており、平成21年度末において本県が最低限度積立を必要とする額は493,494千円である。

しかしながら、本県の基金残高は上述3.に記載のとおり493,327千円となっており法令で定められた最少金額に167千円満たない状況である。

法令で定める最少額を満たさないことについてのやむを得ない事情の説明もないため、法令で定めた最少額を満たす予算措置をするべきであった。

【意見①】備蓄物資の保管について

監査人が備蓄物資の保管場所である日通東青森1号倉庫の在庫調査を平成22年9月1日に実施したところ、奥から何重にも物資が積み重ねられているため物品を簡単に確認できない状態であった。

また段ボールの重みで崩れそうになっているところもあったので、物資の現況確認を定期的に行い、使用できない物資は破棄するなどの管理をする必要がある。

【意見②】 備蓄物資の保管数量について

備蓄物資は毛布、タオル、タオルケット、バスタオル、ろうそくの5品目であるが、なせ現在の数量が必要なかの根拠がはつきりしない。今後糊脚やニユアル等を作成し、適正な数量を算定するなどの対策が必要である。

【意見③】 備蓄物資の評価について

これまでの評価損の計上は不定期で、ここ10年間では平成12年度に11,454千円、平成16年度に21,970千円、平成19年度に8,704千円の評価損の計上をしている。評価替えが基金の残高に大きな影響をあたえることを考えると、今後糊脚やニユアル等を作成し、定期的に評価損を計上する必要がある。

No.9 青森県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金

1. 設置年月日

平成21年10月19日

2. 基金条例及び関連法規等

青森県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成21年10月19日青森県条例第73号）

3. 基金の額（平成22年3月31日現在）

（単位：千円）

種 目	金 額
現 金	2,695,431
未払金	114,996
合 計	2,580,435

4. 設置目的

県が国から交付を受ける社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金等により、社会福祉施設等の耐震化及びスナリセンター設備の整備のための事業（以下「社会福祉施設等耐震化等事業」という。）に要する経費並びに社会福祉施設等耐震化等事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てるため（条例第1条）。

5. 基金の推移

（単位：千円）

年 度	積立額	取崩額	残 高
平成21年度	2,714,330	133,895	2,580,435

基金設置の財源は、厚生労働省からの交付金である。

6. 基金の管理等運用状況

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

なお平成21年度末現在の現金の内訳は以下のとおりである。

種 類	預入額（千円）	金融機関	利 率	預入期間
大口定期	574,149	青森銀行	0.48%	平成21年11月27日～平成22年8月27日
大口定期	190,540	青森銀行	0.53%	平成21年11月27日～平成22年11月29日
大口定期	348,176	青森銀行	0.53%	平成21年11月27日～平成23年3月28日
大口定期	672,126	青森銀行	0.54%	平成21年11月27日～平成24年3月27日
大口定期	114,996	青森銀行	0.14%	平成22年3月29日～平成22年4月30日
大口定期	80,430	青森銀行	0.29%	平成22年3月29日～平成22年6月29日
大口定期	265,800	青森銀行	0.37%	平成22年3月29日～平成23年1月28日
大口定期	52,281	青森銀行	0.42%	平成22年3月29日～平成23年8月30日
大口定期	52,926	青森銀行	0.42%	平成22年3月29日～平成23年11月29日
大口定期	129,074	青森銀行	0.44%	平成22年3月29日～平成24年3月29日
大口定期	22,948	青森銀行	0.44%	平成22年3月29日～平成24年3月29日
ｽｰﾊﾟｰ定期	1,035	青森銀行	0.10%	平成22年3月29日～平成24年3月29日

大口定期	17,294	青森銀行	0.19%	平成22年3月31日～ 平成22年6月29日
大口定期	119,610	青森銀行	0.37%	平成22年3月31日～ 平成23年1月28日
大口定期	20,823	青森銀行	0.33%	平成22年3月31日～ 平成22年8月27日
7ヶ月定期	1,902	青森銀行	0.07%	平成22年3月31日～ 平成23年8月30日
大口定期	20,371	青森銀行	0.42%	平成22年3月31日～ 平成23年11月29日
大口定期	10,950	青森銀行	0.42%	平成22年3月31日～ 平成23年11月29日
合 計	2,695,431			

**7. 基金の処分状況**

基金は、社会福祉施設等耐震化等事業に要する経費及び社会福祉施設等耐震化等事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる（条例第5条）。

**8. 監査の結果及び意見**

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

**【指摘】預入金融機関の指定について**

預入金融機関の選定については、預入期間と積立金額を提示するのみで、金融機関の指定については会計管理者に一任している（総論で指摘済み）。

**No.10 青森県地域医療再生臨時特例基金**

**1. 設置年月日**

平成21年12月16日

**2. 基金条例及び関連法規等**

青森県地域医療再生臨時特例基金条例（平成21年12月16日青森県条例第91号）

**3. 基金の額（平成22年3月31日現在）**

（単位：千円）

種 目	金 額
現 金	5,000,000

**4. 設置目的**

地域における医療に係る課題の解決を図るための事業（以下「地域医療再生事業」という。）に要する経費及び地域医療再生事業を行うものに対する補助に要する経費の財源に充てるため（条例第1条）。

**5. 基金の推移**

（単位：千円）

年度	積立額	取崩額	残高
平成21年度	5,000,000	—	5,000,000

基金設置の財源は、厚生労働省からの交付金である。

**6. 基金の管理等運用状況**

基金の運用から生ずる収益は、一般会計繰入歳出予算に計上して基金に編入するものとする（条例第4条）。

なお平成21年度末現在の現金の内訳は以下のとおりである。

種 類	預入額(千円)	金融機関	利率	預入期間
別 段	1,138	青森銀行	—	
大口定期	550,140	青森銀行	0.19%	平成22年2月15日～ 平成22年4月15日
大口定期	286,052	青森銀行	0.42%	平成22年2月15日～ 平成22年10月15日
大口定期	4,162,670	青森銀行	0.46%	平成22年2月15日～ 平成23年2月15日
合 計	5,000,000			

7. 基金の処分状況

基金は、地域医療再生事業に要する経費及び地域医療再生事業を行う者に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる(条例第5条)。

8. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘】預入金融機関の指定について

基金の預入金融機関の選定については、預入期間と積立金額を提示するのみで、金融機関の指定については会計管理者に一任している(総論で指摘済み)。

No.11 青森県医療施設耐震化臨時特別基金

1. 設置年月日

平成 21 年 12 月 16 日

2. 基金条例及び関連法規等

青森県医療施設耐震化臨時特別基金条例(平成 21 年 12 月 16 日青森県条例第 92 号)

3. 基金の額(平成 22 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

種 目	金 額
現 金	848,158

4. 設置目的

国から交付を受ける医療施設耐震化臨時特別交付金等により、災害拠点病院等の耐震化のための事業を行う者に対する補助に要する経費の財源に充てるため(条例第1条)。

5. 基金の推移

(単位：千円)

年度	積立額	取崩額	残高
平成 21 年度	848,158	—	848,158

6. 基金の管理等運用状況

基金の運用から生じる収益は、一般会計繰入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

なお平成 21 年度末現在の現金の内訳は以下のとおりである。

種 類	預入額(千円)	金融機関	利率	預入期間
大口定期	446,399	青森銀行	0.46%	平成 22 年 2 月 19 日～ 平成 23 年 3 月 31 日
大口定期	390,000	青森銀行	0.42%	平成 22 年 3 月 31 日～ 平成 23 年 3 月 31 日
大口定期	11,759	青森銀行	0.42%	平成 22 年 3 月 31 日～ 平成 23 年 3 月 31 日
合 計	848,158			

7. 基金の処分状況

基金は、災害拠点病院等の耐震化のための事業を行う者に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる(条例第5条)。

8. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】預入金融機関の指定について

基金の預入機関の選定については、預入期間と積立金額を提示するのみで、金融機関の指定については会計管理者に一任している(総論で指摘済み)。

【指摘②】定期預金の預入期間について

監査対象となった基金の財源内訳は以下のとおりである。

所轄省庁等	名称	金額(千円)
厚生労働省	平成21年度医療施設耐震化臨時特例交付金	446,399
総務省	平成21年度地域活性化・公共投資臨時交付金	390,000
興費	医療施設耐震化臨時特例基金積立金	11,759
合計		848,158

このうち厚生労働省からの交付金446,399千円は、平成21年10月23日に交付決定を受け、同月28日に実際の受入を行っている。しかしながら、資金運用を開始したのは実に4カ月近くが経過した平成22年2月19日となっている。この資金運用休止期間について質問したところ下記の回答を得た。

『基金事業担当者において、12月の救急医療に係る会議開催や12月から1月にかけての弘前大学医学部附属病院の高度救命救急センター設置に係る資料作成や国等と打合せ、医療施設耐震化臨時特例基金に係る2月補正予算編成等の他の業務が重なり、基金積立に係る事務処理の開始が遅延したため、具体的な積立額と積立期間について本県出納局出納課(現会計管理課)と協議を開始したのが2月となつてしまったため。』

この回答を見るに多忙であることは推測されるが、要は任務懈怠に起因する機会損失が生じているのである。

基金条例の施行日が平成21年12月16日なので、交付金の入金直後に基金として運用は法制度上不能であるが、仮に平成21年12月16日に預け入れ、満期日が平成23年3月31日であった場合の運用利息については下表のとおりである。

なお、計算の便宜上平成22年2月19日における利率を適用したものと計算している。

区分	金額	期間	運用利息
実際の対応	446,399千円	平成22年2月19日～ 平成23年3月31日	2,278,469円
条例施行直後に預け入れた場合	446,399千円	平成21年12月16日～ 平成23年3月31日	2,644,149円
	差引		△365,680円

上記の表から、誠実に職務を遂行していれば得られていた利息、換言すれば県民の失われた利息は、少なくとも365,680円であることが分かる。

1 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる(地方自治法第241条)。

県の財政が厳しいことは、県民全体が知るところである。それゆえ自助努力によって少しでも県政の糧として頂きたい。歳出予算の削減等の策も必要であるが、このような不作為による機会損失があることも十分に肝に銘じて欲しいものである。

No.12 青森県地域福祉基金

1. 設置年月日

平成3年4月1日

2. 基金条例及び関連法規等

青森県地域福祉基金条例(平成3年3月18日青森県条例第1号)

3. 基金の額(平成22年3月31日現在)

(単位:千円)

種目	金額
現金	3,154,324

4. 設置目的

地域における高齢者の福祉の増進に関する事業を行う民間の団体に対する補助等に要する経費の財源に充てるため(条例第1条)。

5. 基金の推移

(単位：千円)

年度	積立額	取崩額	残高
平成11年度	10,949	10,749	3,153,200
平成12年度	10,741	10,691	3,153,250
平成13年度	9,433	9,433	3,153,250
平成14年度	6,431	6,431	3,153,250
平成15年度	5,691	4,617	3,154,324
平成16年度	5,677	5,677	3,154,324
平成17年度	5,677	5,677	3,154,324
平成18年度	6,605	6,605	3,154,324
平成19年度	20,615	20,615	3,154,324
平成20年度	24,919	24,919	3,154,324
平成21年度	20,187	20,187	3,154,324

基金設置の財源は、厚生労働省からの交付金である。

6. 基金の管理等運用状況

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする(条例第4条)。  
なお平成21年度未現在の現金の内訳は以下のとおりである。

種類	預入額(千円)	金融機関	利率	預入期間
大口定期	1,577,162	青森銀行	0.42%	平成22年3月31日～平成23年3月31日
大口定期	1,577,162	みちのく銀行	0.42%	平成22年3月31日～平成23年3月31日
合 計	3,154,324			

7. 基金の処分状況

基金は、次に掲げる事業を行う民間の団体に対する補助等に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる(条例第5条)。

- 一 高齢者の居宅における福祉の増進に関する事業
- 二 高齢者の健康の保持増進に関する事業
- 三 高齢者の生きがいづくりの推進に関する事業
- 四 高齢者の福祉の増進を図るための奉仕活動の推進に関する事業

五 その他高齢者の福祉の増進に関する事業

8. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】知事との協議を控えない指定金融機関以外の預け入れについて

基金の預入金金融機関の選定は、知事との協議を行わずに指定金融機関以外の金融機関へ預け入れをしている(総論で指摘済み)。

【指摘②】取崩目的の拡大解釈について

平成21年度の基金取崩額20,187千円のうち1,482千円が健康啓発等事業費補助に利用されている。

この健康啓発等事業とは、青森県医師会・青森県歯科医師会・青森県薬剤師会・青森県栄養士会がそれぞれ実施している健康講座の開催に対する助成である。この健康講座は、広く県民に知られるよう県民公開講座や各種イベントの様な形で実施されている。事業者が実施したアンケートにおいても10代から80代の方々が参加している。

ところで、この青森県地域福祉基金は7.の基金の処分にあるように、高齢者のための事業補助であると記載がある。

このことから、実施している事業そのものは県民の健康増進のため意義のある事業であるが、対象基金の取崩目的を拡大解釈しているといえる。繰り返すが、この基金は高齢者の健康や福祉の増進に関する事業を行う民間の団体に対する補助等に要する経費の財源に充てる場合に限るのである。

基金の処分については、条例を改正しない限り安易な拡大解釈は慎むべきものと考える。

No.13 青森県介護保険財政安定化基金

1. 設置年月日

平成12年4月1日

2. 基金条例及び関連法規等

- 青森県介護保険財政安定化基金条例(平成12年3月24日青森県条例第41号)
- 青森県介護保険安定化基金拠出金の額の算定に係る割合を定める条例(平成12年3月24日青森県条例第42号)

3. 基金の額 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

種 目	金 額
現 金	4, 067, 751

4. 設置目的

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 147 条第 1 項各号に掲げる介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため (条例第 1 条)。

5. 基金の推移

(単位：千円)

年度	積立額	取崩額	残高
平成 12 年度	938, 829	24, 264	914, 565
平成 13 年度	941, 221	493, 524	1, 362, 262
平成 14 年度	941, 095	1, 612, 430	690, 927
平成 15 年度	1, 083, 047	386, 409	1, 387, 564
平成 16 年度	663, 097	687, 390	1, 363, 271
平成 17 年度	663, 053	908, 217	1, 118, 107
平成 18 年度	1, 023, 557	118, 954	2, 022, 710
平成 19 年度	1, 035, 221	108, 643	2, 949, 289
平成 20 年度	1, 045, 560	75, 486	3, 919, 363
平成 21 年度	158, 387	10, 000	4, 067, 751

基金設置の財源は、法第 147 条第 3 項から第 6 項に係る拠出金である。

6. 基金の管理等運用状況

財政安定化基金から生ずる収入は、すべて財政安定化基金に充てなければならない (法第 147 条第 7 項)。  
なお平成 21 年度末現在の現金の内訳は以下のとおりである。

種 類	預入額 (千円)	金融機関	利率	預入期間
大口定期	2, 033, 875	青森銀行	0.42%	平成 22 年 3 月 31 日～ 平成 23 年 3 月 31 日
大口定期	2, 033, 875	みちのく銀行	0.42%	平成 22 年 3 月 31 日～ 平成 23 年 3 月 31 日
合 計	4, 067, 751			

7. 基金の処分状況

基金は、法第 147 条第 1 項各号に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる (条例第 4 条)。

(介護保険法)

第 147 条 都道府県は、次に掲げる介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、財政安定化基金を設けるものとする。

- 一 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれ、かつ、基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、政令で定めるところにより、イに掲げる額 (イに掲げる額がロに掲げる額を超えるときは、ロに掲げる額とする。)の二分の一に相当する額を基礎として、当該市町村及びその他の市町村における保険料の収納状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額を交付すること。
- イ 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれる額
- ロ 基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる額

- 二 基金事業対象収入額及び基金事業交付額の合計額が、基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、政令で定めるところにより、当該不足すると見込まれる額を基礎として、当該市町村及びその他の市町村における保険料の収納状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額を貸し付けること。

8. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘】知事との協議を経ない指定金融機関以外の金融機関への預け入れについて

基金の預入機関の選定は、知事との協議を行わずに指定金融機関以外の金融機関へ預け入れをしている（総論で指摘済み）。

**No.14 青森県国民健康保険広域化等支援基金**

**1. 設置年月日**

平成 14 年 12 月 20 日

**2. 基金条例及び関連法規等**

青森県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成 14 年 12 月 20 日青森県条例第 82 号）

**3. 基金の額（平成 22 年 3 月 31 日現在）**

（単位：千円）

種 目	金 額
現 金	462,296

**4. 設置目的**

国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に要する経費の財源に充てるため（条例第 1 条）。

**5. 基金の推移**

（単位：千円）

年度	積立額	取崩額	残高
平成 14 年度	190,888	—	190,888
平成 15 年度	214,261	—	405,149
平成 16 年度	197,657	—	602,806
平成 17 年度	1,085	—	603,891
平成 18 年度	1,264	—	605,156
平成 19 年度	3,955	—	609,111
平成 20 年度	4,811	—	613,923
平成 21 年度	3,929	155,556	462,296

基金設置の財源の二分の一は、厚生労働省からの補助金である。

**6. 基金の管理等運用状況**

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする（条例第 4 条）。

なお平成 21 年度未現在の現金の内訳は以下のとおりである。

種 類	預入額（千円）	金融機関	利率	預入期間
大口定期	231,148	青森銀行	0.42%	平成 22 年 3 月 31 日～ 平成 23 年 3 月 31 日
大口定期	231,148	みちのく銀行	0.42%	平成 22 年 3 月 31 日～ 平成 23 年 3 月 31 日
合 計	462,296			

**7. 基金の処分状況**

基金は、次に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる（同条例第 5 条）。

- 一 市町村の合併等による国民健康保険事業の運営の広域化を行う市町村及び市町村の組合に対し、資金を貸し付け、又は交付金を交付する事業
- 二 国民健康保険事業の財源が不足すると見込まれる市町村及び市町村の組合に対し、資金を貸し付ける事業

**8. 監査の結果及び意見**

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

**【指摘】知事との協議を經ない指定金融機関以外の金融機関への預け入れについて**

基金の預入金融機関の選定は、知事との協議を行わずに指定金融機関以外の金融機関へ預け入れをしている（総論で指摘済み）。

**No.15 青森県後期高齢者医療財政安定化基金**

**1. 設置年月日**

平成 20 年 12 月 26 日

**2. 基金条例及び関連法規等**

青森県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年3月26日青森県条例第4号）

**3. 基金の額（平成22年3月31日現在）**

（単位：千円）

種 目	金 額
現 金	663,800

**4. 設置目的**

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第116条第1項各号に掲げる事業に必要な費用に充てるため（条例第1条）。

**5. 基金の推移**

（単位：千円）

年度	積立額	取崩額	残高
平成20年度	330,011	—	330,011
平成21年度	333,789	—	663,800

基金設置の財源は、法第116条に係る拠出金である。

**6. 基金の管理等運用状況**

財政安定化基金から生ずる収入は、すべて財政安定化基金に充てなければならない（法第116条第7項）。

なお平成21年度末現在の現金の内訳は以下のとおりである。

種 類	預入額(千円)	金融機関	利率	預入期間
大口定期	663,800	青森銀行	0.445%	平成22年3月31日～ 平成24年3月30日
合 計	663,800			

**7. 基金の処分状況**

基金は、法第116条第1項各号に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる（条例第5条）。

第116条 都道府県は、後期高齢者医療の財政の安定化に資するため財政安定化基金を

設け、次に掲げる事業に必要な費用に充てるものとする。

- 一 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれ、かつ、基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる後期高齢者医療広域連合に対し、政令で定めるところにより、イに掲げる額（イに掲げる額がロに掲げる額を超えるときは、ロに掲げる額）の二分の一に相当する額を基礎として、当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額を交付する事業
  - イ 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれる額
  - ロ 基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる額
- 二 基金事業対象収入額及び基金事業交付額の合計額が、基金事業対象費用額に不足すると見込まれる後期高齢者医療広域連合に対し、政令で定めるところにより、当該不足すると見込まれる額を基礎として、当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額を貸し付ける事業

**8. 監査の結果及び意見**

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

**【指摘】預入金銀機関の指定について**

基金の預入金銀機関の選定については、預入期間と積立金額を提示するのみで、金融機関の指定については会計管理者に一任している（総論で指摘済み）。

**No.16 青森県介護基金緊急整備等臨時特例基金**

**1. 設置年月日**

平成21年10月19日

**2. 基金条例及び関連法規等**

青森県介護基金緊急整備等臨時特例基金条例（平成21年10月19日青森県条例第74号）